

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年8月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900060号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900044号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和39年2月1日から同年4月1日に訂正し、同年2月及び同年3月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

昭和39年2月1日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和39年2月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和39年5月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

昭和39年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和39年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年2月1日から同年5月1日まで

昭和38年3月1日からA社で勤務を開始し、同社が社名をB社に変更した後も昭和44年2月26日まで継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、昭和39年2月1日から同年4月1日までの期間について、雇用保険の記録並びにA社の当時の事業主及び複数の元同僚の回答等により、請求者が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和39年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社の当時の事業主は、「A社は昭和39年3月31日に廃業し、同社の全従業員は、同年4月1日付けでB社に移籍したので、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは同年4月1日である。」旨回答しているところ、雇用保険の記録によると、昭和39年2月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失している者のうち、請求者を含む4人について請求期間に雇用保険の記録が継続していることから、請求期間のうち、同年2月1日から同年4月1日までの期間において、同社は、当

時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、前述の事業主は、「移籍の前後で従業員の勤務地、業務内容及び勤務形態に変わりはない。」旨回答及び陳述している上、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 39 年 2 月 1 日に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失している者のうち、照会に対して回答のあった複数の者が、自身も請求期間に継続して勤務していた旨回答又は陳述している一方で、請求期間において請求者の業務内容及び雇用形態並びに事業所における厚生年金保険の取扱いに変更があったと回答した者はいない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和 39 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 39 年 4 月 1 日に訂正し、同年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、請求者の同社における同年 1 月の標準報酬月額の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の当時の事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 39 年 4 月 1 日とする届書を社会保険事務所（当時）に対し提出し、同年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料についても納付した旨回答及び陳述しているが、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、昭和 39 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、雇用保険の記録並びにB社の元事業主及び複数の元同僚の回答等により、請求者が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間後の昭和 39 年 5 月 1 日であるが、同社の元事業主は、「A社の全従業員が昭和 39 年 4 月 1 日付けでB社に移籍しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 4 月 1 日である。」旨回答しているところ、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 39 年 2 月 1 日に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 5 月 1 日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得している者が 10 人確認でき、このうち請求者を含む 4 人について、請求期間に雇用保険の記録が継続している上、前述の元事業主を含む複数の者が、A社からB社に移籍した人数について、5 人以上であった旨回答又は陳述していることから、請求期間のうち、同年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間において、B社は、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、前述の元事業主は、「移籍の前後で従業員の勤務地、業務内容及び勤務形態に変わりはない。」旨回答及び陳述している上、前述の照会に対して回答のあった者で、請求期間において請求者の業務内容及び雇用形態並びに事業所における厚生年金保険の取扱いに変更があったと回答した者はいない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和 39 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 39 年 4 月 1 日に訂正し、同年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、請求者の同社における同年 5 月の標準報酬月額の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の元事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 39 年 4 月 1 日とする届書を社会保険事務所に対し提出し、請求期間のうち、同年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料についても納付した旨回答及び陳述しているが、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900053号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900017号

第1 結論

平成13年12月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年12月

請求期間当時、私と私の夫に係る国民年金保険料は、A銀行で開設している夫名義の口座から、毎月、口座振替により納付していたが、口座振替不能により私と私の夫に係る国民年金保険料の納付書が送付された場合は、私がA銀行B支店に当該納付書を持参し、私の夫の保険料を含め一緒に納付した。

請求期間に係る国民年金保険料が未納であるはずがないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、当初、請求者の夫名義の口座から口座振替により納付していたと主張していたが、A銀行B支店から提出された請求者の夫名義の口座に係る普通預金取引記録表(控)により、請求期間前後の国民年金保険料が口座振替されている一方、請求期間に係る国民年金保険料は口座振替されていないことが確認できたところ、口座振替不能の場合は、後日送付されてきた当該保険料の納付書を用い、A銀行B支店において、請求者が請求者の夫婦二人分の保険料を一緒に納付したはずである旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の夫についても請求期間に係る国民年金保険料は未納と記録されており、請求者の主張と符合しない上、C県D市は、請求期間当時の資料は保管していない旨回答しており、請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は確認できない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料をA銀行B支店で納付したと主張する以外に、当該保険料の納付時期、納付書の発行元等について覚えていないとしており、保険料納付に係る具体的な陳述は得られない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることから、当該期間に係る収納の記録漏れ等の誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900003号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900043号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年4月1日から昭和48年5月1日まで
② 昭和48年6月1日から昭和50年10月1日まで
③ 昭和50年10月1日から昭和55年10月1日まで

請求期間①に係るA社には、昭和41年3月21日に入社し、昭和48年4月末まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和46年4月1日となっており、実際に勤務した期間より約2年も短く記録されている。

請求期間②に係るB社には、A社を退職した1か月後から約2年間勤務したと記憶していること、請求期間③に係るC社には、B社を退職後入社し、約5年間勤務したと記憶していることから、A社に続くそれらの記録は、実際の勤務期間と違っている。

調査の上、各請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、商業登記の記録によると、A社は昭和59年に解散しており、オンライン記録によると、商業登記の記録により確認できる事業主二人は死亡又は所在不明である上、照会文書に対して回答のあった複数の役員は請求者の勤務期間等について分からない旨回答又は陳述しており、これらの者から請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、請求者の離職年月日は昭和46年3月31日であり、当該離職年月日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(昭和46年4月1日)と符合している上、A社を同時期に退職したと請求者が記憶する同僚は、自身の退職時期は昭和46年3月末である旨回答しているところ、当該同僚の回答する自身の退職時期は、前述の請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合する。

さらに、請求者は、昭和46年4月1日にD厚生年金基金の加入員資格を喪失した旨の記載が確認できる厚生年金基金連合会からの通知(昭和46年9月20日付け)を提出し、A社に在籍中であった昭和46年9月頃に当該通知について同社の総務部の者から、厚生年金基金は脱退したが厚生年金保険はそのまま継続している旨の説明を受けたとしているが、当該総務部の者はオンライン記録において所在不明であり、同人に当時の説明内容を確認することができな

い一方、日本年金機構は、請求期間①当時、厚生年金基金の設立事業所の従業員で厚生年金保険の被保険者である者は、原則として、厚生年金基金に加入する取扱いであったとしている。

加えて、請求者が記憶する同僚に照会を行ったが、回答があった者に請求者の勤務期間等を記憶している者はいない上、請求者は、A社を退職する直前（昭和48年4月頃）に、本社E部の新入社員の前で挨拶をしたと記憶していることから、昭和48年3月又は4月に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得している者に照会を行ったが、回答があった者のうち入社時の配属先が本社E部であったとする複数の者は、請求者を知らないと回答しており、これらの者から請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答は得られなかった。

なお、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①のうち昭和46年5月26日から昭和48年5月1日までの期間において、B社における厚生年金保険被保険者である。

- 2 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者は、当該期間のうち昭和48年6月1日から同年6月26日までの期間において、B社における厚生年金保険被保険者である。

しかしながら、商業登記の記録によると、B社は昭和55年に破産終結しており、オンライン記録によると、請求期間②当時の事業主及び役員は所在不明であることから、これらの者から請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が記憶する同僚に照会を行ったが、請求者が請求期間②においてB社に勤務していたとする旨の回答は得られなかった。

さらに、請求者は、B社における厚生年金保険の被保険者期間が実際に勤務した期間と違っている旨主張しているが、請求者が同社において一緒に勤務したと記憶する同僚の同社における厚生年金保険の被保険者期間は、請求者の同社における被保険者期間と重複している一方で、当該同僚について、請求期間②に別の事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることを踏まえると、請求者のB社における厚生年金保険の被保険者記録が、不自然な記録であるとはいえない。

なお、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②のうち昭和48年10月1日から昭和50年9月20日までの期間において、C社における厚生年金保険被保険者である。

- 3 請求期間③について、商業登記の記録によると、C社は昭和59年に解散しており、請求期間③当時の事業主は所在不明である上、照会文書に対して回答のあった複数の役員は、請求者に係る資料は保管していない旨回答又は陳述しており、これらの者から請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、C社の厚生年金保険の被保険者期間が実際に勤務した期間と違っている旨主張しているが、請求者は、請求期間③のうち昭和51年2月1日から昭和52年9月30日までの期間において、F社G営業所における厚生年金保険被保険者であり、当該被保険者期間と符合する期間において、同社における雇用保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、H労働局から提出された請求者に係る雇用保険受給資格者証を見ると、昭和52年9月30日にF社を離職後、同年10月8日に求職の申込みが行われ、請求期間③の一部と重複する同年10月15日から同年10月24日までの期間において雇用保険の基本手当が支給された旨が記載されている。

加えて、オンライン記録によると、C社は、昭和54年2月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求者が記憶する同僚等に照会を行ったが、回答があった者に請求者の勤務期間等を記憶している者はおらず、これらの者から請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答は得られなかった。

また、請求者は、自身の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日（昭和48年10月1日）が、自身よりも前からC社に勤務していたと記憶する同僚と同日であるはずがないと主張してい

るが、商業登記の記録において同社の設立年月日は昭和47年5月26日であるところ、オンライン記録において同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年10月1日であり、会社設立から同日までの期間に、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらないことを踏まえると、請求者と当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同日であることについて、不自然な記録であるとはいえない。

なお、オンライン記録によると、請求者は、請求期間③のうち昭和53年9月1日から同年11月5日までの期間において、I社における厚生年金保険被保険者である。

- 4 このほか、請求者の請求期間①、②（昭和48年6月1日から同年6月26日までの期間を除く。）及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。